



(吉野山)

# 一九七七年以前出土の木簡(二五)

## 奈良・坂田寺跡

さかたでら

1 所在地 一・二 奈良県高市郡明日香村祝戸・阪田

2 調査期間 一 第一次調査 一九七二年(昭47)八月～一〇月  
二 第二次調査 一九七四年一月～四月

3 発掘機関 一 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部  
二 同飛鳥藤原宮跡発掘調査部

### 4 調査担当者

一 代表 坪井清足

二 代表 横山浩一

5 遺跡の種類 寺院跡

6 遺跡の年代 飛鳥時代

～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回報告する第一次・第

二次調査は、一〇次以上にわたる発掘調査のうち最初期に行なわれたもので、後の調査で判明した北面回廊の北方に位置する。第一次調査は東西二カ所の調査区を、第二次調査は南北二カ所の調査区をそれぞれ設定して実施した。第一次西区の南に第二次北区が接続する位置関係にある。調査は二次に分けて実施したが、一連の遺構であり、以下、木簡が出土した七世紀から九世紀の遺構の概略を一括して記す。なお、坂田寺(金剛寺)跡のこれまでの調査の概要については、57・58頁を参照されたい。

七世紀前半から中頃。第一次東区で池SG一〇〇を検出した。深さは1m以上、東岸に高さ約1mの護岸石が積まれていた。池の堆積土から、坂田寺創建期の瓦、七世紀中頃の土器などが出土した。七世紀の伽藍は遺構としては未確認であるが、SG一〇〇からの出土遺物は創建期の坂田寺に由来するものとみられる。土器には「金」「卍」と墨書するもの、「太」と漆書するもの、「知」と線刻するものなどがある。「知」は知識の略、「金」は坂田寺の法号である金剛寺の略とみられる。金剛寺という法号が創建に近い時期から用いられていたことを示す資料である。

七世紀後半。溝・土坑などを検出した。第一次西区では土坑SK〇八〇を検出し、同時期の瓦・土器などが出土した。

八世紀前半。溝、掘立柱塀・建物、土坑、石敷、井戸などを検出した。第一次西区では、東流する東西溝SD〇五〇と北流する南北溝SD〇五一を検出した。いずれも石組溝で、SD〇五一の北端はSD〇五〇へ流れこんでT字形を呈する。第二次北区では、井戸SE一一〇Aを検出した。SD〇五一はSE一一〇Aの北側に取りつき、井戸の排水施設として機能していた。これらの石組溝とその周辺から、八世紀前半の瓦・土器などが出土した。土器には「知識」「金」「南」「知識」と墨書するものなどがある。

八世紀後半。八世紀前半の遺構の上層で溝や石敷などを検出した。九世紀前半。第二次北区で、井戸SE一一〇Aに重複する井戸SE一一〇Bを検出した。底には角材四本が井桁に組まれ、四隅に角柱が立つ。隅柱の断面は一辺約一七cmである。隅柱には縦に細い溝が施され、この溝に側板が落とし込まれていた。側板は底から五段分が原位置に遺存しており、地下部分の部材は完全に残っていた。側板は各々長さ約二二五cm、幅約二五cm、厚さ約六cmの板材である。また、井戸が地上に露出する部分で井桁に組まれていた側板が、井戸内に投棄された状態で三枚見つかった。井戸掘形と側板の間には石や瓦が詰め込まれていた。当初掘立柱の井戸屋形が設けられていたが、後に礎石建ちに変更されたことも判明した。SE一一〇Bか

らは神功開室二点、九世紀前半の土器などが出土した。土器には「坂田寺」「金」「上」「南客」「厨」と墨書するものなどがある。

なお、八世紀以降に造られた井戸・溝などの一連の遺構は、数回の改作を経てはいるが、調査地南側に位置する当該時期の伽藍と方位をほぼ同じくしており、伽藍本体の北側に付属する施設であることがわかる。具体的には、「厨」と記す墨書土器の存在などから、寺院に付属する厨を想定するのが妥当であろう。

木簡は、第一次東区の池SG一〇〇から三点、第一次西区の土坑SK〇八〇から一点、石組溝SD〇五一から三点、第二次北区の井戸SE一一〇Bから一点が出土した。なお、SE一一〇Bの井戸枠には番付墨書及び人名とみられる刻書が確認されているが、現在再調査中であり、詳細の報告は別の機会に譲ることとする。また、再調査で出土した七〇点以上の墨書・漆書・線刻土器については、岩本正二・西口壽生両氏の論考「飛鳥・藤原地域の出土遺物」(考古学雑誌「六三十一、一九七七年」)を参照されたい。

## 8 木簡の釈文・内容

### 一 第一次調査

#### 池SG一〇〇

#### (1) 「>十斤」

(2) 「<十斤」

49×19×4 032

(3) 「<十斤」

41×20×4 032

土坑SKO八〇

(4) 「賀年」



(72)×(13)×3 081

石組溝SDO五二

(5)



(48)×(20)×4 081

(6)

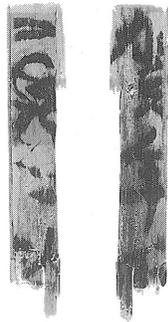


(125)×(13)×5 081

(1) (3)はいずれも小振りの完形付札で、重量のみを記す。物品の整理用付札の類であろう。(4)は下端折損、左右側面は割れ。裏面の墨書は判読困難。重ね書き、もしくは絵画か。(5)(6)はいずれも上下端折損、左右側面割れ。



一 (1)



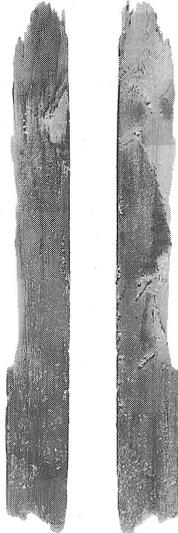
一 (5)



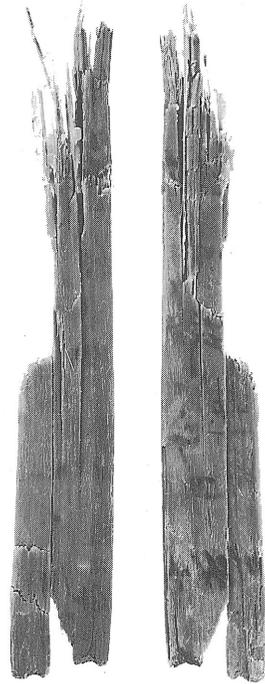
一 (2)



一 (3)



一 (6)



二 (1)

